

木津川市 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

各基準については、国の子ども・子育て会議等において検討されているところであり、平成26年度当初に政省令が示される見込みです。

国基準案としての記載内容は国の検討資料からの抜粋であり、今後、表現等修正の可能性があります。

区分		国において検討されている基準	本市の基準（案）
利用定員		保育所、認定こども園については、利用定員を20名以上とする。	国の基準に準ずる
利用開始に伴う基準	提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約	○施設・事業者は、利用申込者に対して、適切な教育・保育を提供するため、あらかじめ保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得なければならない。 ○事前説明を要する事項としては、運営規程の概要、職員の勤務体制、苦情処理体制、事故発生時等の重要事項を対象とする。	国の基準に準ずる
	正当な理由のない提供拒否の禁止	利用の申込を受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ○正当な理由については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要）等を基本とする。 ○利用申込みに対して、適切な教育・保育を提供することが困難である場合、他の適切な施設・事業の紹介、市町村によるあっせんの要請等の必要な措置を講じなくてはならない。 ○市町村が行う調整及び調整に対して、できる限り協力する。	国の基準に準ずる
	定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	○教育標準時間認定を受けた子どもの場合、①抽選、②先着順等の方法により、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で選考を行う。 ○特別な支援が必要な子どもの体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考できる。 ○保育認定を受けた子どもの場合は、市町村が利用調整を行う。	国の基準に準ずる
	支給認定証の確認、支給認定申請の援助	○施設・事業者は、受給資格を確認するため、利用開始に当たって、支給認定証の確認を行う。 ○施設・事業者は、支給認定申請が行われていない場合には、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう必要な援助を行う。	国の基準に準ずる
教育・保育の提供に伴う基準	幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	○幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。 ○地域型保育事業は保育所保育指針に準じて、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に保育を提供しなくてはならない。	国の基準に準ずる
	子どもへの適切な処遇	施設・事業者は、以下のような事項を取る。 ①利用児童の平等取扱い ②虐待等の禁止 ③懲戒に係る権限の濫用防止	国の基準に準ずる
	連携施設との連携（地域型保育事業のみ）	○地域型保育事業を行う事業者は、保育内容に関する支援、卒園後の受け皿の観点から、連携施設を設定するとともに、連携内容等を明確にするよう努める。 ○保育内容に関する支援として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合、卒園後の受け皿として、連携施設に小規模保育からの優先的な利用枠を設ける場合は、協定書等（契約書、覚書等）を締結し、どの施設と連携関係にあるのか、情報公表項目として明示する。	国の基準に準ずる
	利用者負担の徴収（上乗せ徴収等の取扱い）	○施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとし、その上で、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。 ○実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示する。	国の基準に準ずる

	特別利用保育・教育の提供 (定員外利用)	特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等については、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。	国の基準に準ずる
	利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)	給付(委託費)を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知する。	国の基準に準ずる
管理・運営等に関する基準	運営規程の策定	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、以下の施設の運営についての重要事項に関する規程を定める。 ①施設・事業の目的及び運営の方針 ②提供する教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④教育・保育を提供する日及び時間、提供を行わない日 ⑤利用料等に関する事項 ⑥利用定員 ⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他重要事項	国の基準に準ずる
	秘密保持 個人情報保護	○施設・事業の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。 ○職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者は必要な措置を講じる。 ○教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要と思われる場合に対応するため、施設・事業者は、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておく。	国の基準に準ずる
	非常災害対策、衛生管理等	○施設・事業者は、非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制の整備、職員への周知、定期的な訓練を実施する。 ○施設・事業者は、施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講じる。	国の基準に準ずる
	事故発生の防止、発生時の対応	<事故の発生(再発)防止> ○施設・事業者は、事故発生及び再発防止のために、以下の措置を講じる。 ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること。 ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策に従業員に周知徹底する体制を整備すること。 ③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。 <事故発生時の対応> ○施設・事業者は、事故が発生した場合の対応として、以下の措置を講じる。 ①事故が発生した場合、子どもの家族、市町村に対する速やかな報告を行うこと。 ②事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること。 ③賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと。	国の基準に準ずる
	評価	○自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者が行う。 ○施設・事業の種類にかかわらず、学校関係者(保護者等)評価、第三者評価について、受審に努める。	国の基準に準ずる
	苦情処理	○施設・事業者は、入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じる。 ○施設・事業者は、苦情に関連して市町村が行う指導・助言等に対し、必要な協力、改善等を行う。	国の基準に準ずる

	会計処理	○施設・事業者は、公費の透明性確保の観点から、運営基準上、教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を行う。 ○職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	国の基準に準ずる
	管理・運営等に関するその他の事項	○施設・事業者は、職員の勤務体制を定め、教育・保育を提供していくとともに、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図る。 ○施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。	国の基準に準ずる
撤退時の基準	利用者の継続利用のための便宜提供等	○施設・事業者は、施設・事業の提供の終了に際して、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、他の施設との連絡調整等できる限り協力する。 ○上記に伴い、協力する教育・保育施設・地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮する。	国の基準に準ずる

その他の基準についても国の基準に準ずる。